議案第 20 号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(教育委員会の所管に係る公文書管理規程中改正)

教育委員会の所管に係る公文書管理規程(平成22年横須賀市教育委員会訓令 甲第1号)の改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第 2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

令和7年4月17日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

第4条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 副教育長の決裁を受けるもの /特2

附 則

この規程は、令達の日から施行する。

(提案理由)

副教育長の決裁区分について文書管理システムにおける表示を定めるため、 この規程を改正する。 (参照)

教育長に委任する事務等に関する規則 (抜粋)

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長 に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

- 第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる 事項について、臨時にこれを代理することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育 委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。

(決裁文書の作成)

- 第4条 文書管理システムに表示する決裁区分は、次の各号に掲げる決裁区分 に応じ、当該各号に掲げる表示とする。
 - (1) 市長の決裁を受け、又は合議するもの ①
 - (2) 副市長の決裁を受け、又は合議するもの ②
 - (3) 教育長の決裁を受けるもの(4) 部長の決裁を受けるもの(3) 3

 - 課長等の決裁を受けるもの ⑤
 - 北図書館長、南図書館長、児童図書館長又は万代会館長の決裁を受ける もの **⑥**
- 2 前項第1号又は第2号に掲げる決裁区分に該当する決裁文書については、教 育長の決裁を受けた後に副市長に回付しなければならない。
- (4)副教育長の決裁を受けるもの 寿2

